

平成 17 年（行ウ）第 23 号 公務外認定取消請求事件

原告 大友博子  
被告 地方公務員災害補償基金宮城県支部長

平成 18 年 10 月 23 日

仙台地方裁判所 第 1 民事部 御 中

原告訴訟代理人 佐藤由紀子  
土井浩之

証 拠 説 明 書 2

甲 2 号証 業務必携 被災者大友雅義が編集し、表紙と目次、1  
頁から 32 頁等を執筆。裏表紙裏の頁に記載しているの  
は、被災者大友雅義が、裏表紙の裏に記載したメモ。開  
会式のマイク、入場目印になるテープ、放送の段取り等  
大会当日の仕事の段取りをメモしたもの

甲 3 号証 意見陳述書 平成 17 年 6 月 13 日 再審査請求の意  
見陳述の機会になされた意見

甲 3 号証の 1 原告の意見陳述 常日頃弱音をはかない被災者が、  
平成 10 年の夏休みに悩みを話し、「このままでは過労  
死してしまうよな」と訴えていたことなど

甲 3 号証の 2 富樫昌良の意見 同人は被災当時宮城県教職員組  
合執行委員長であったが、組合と県教育委員会と多忙解  
消の労使交渉がもたれ、勤務実態調査が行われるように

なった中で本件被災が起こったこと、遺族からの聞き取りによって残業時間が連続して100時間を越えていたこと、教員一般が多忙であること、エピソードを個別に見て加重性を判断するべきではなく複数のエピソードが同時期に起こっている点を直視するべきであること、審査会は労働実態の調査を怠っていること等。及び平成9年10月から平成10年8月までの被災者の日常業務以外の業務、平成9年9月の職員会議。校長の指示伝達事項、校務分掌、教職員の検診結果（日常生活に注意を要す、治療を要す、再検・精検を要す、をあわせると60%台から80%台に上る）、文部科学省統計資料（精神疾患休職者が平成10年で0.18%にのぼっている）。

甲3号証の3 日下幸子の意見 同人は中学校の養護教諭であるが、身近にも激務に苦しんでいる教員が多く、退職届を出した職員もいて、これからも激務のため倒れる教職員が続出することの不安など

甲3号証の4 遠藤利美の意見 同人は中学校教員であるが、基金支部審査会が、被災者の労働が過重ではないとしたことは実態を知らない、裁判所のように事実を直視するべきだ、学校現場は時間外のボランティアを強いられる職場であり、被災者が生徒会の仕事、学級担任等多忙な仕事の上にバドミントンの役員をしていたことから過重な労働であったことは明瞭であること、午後7時までは部活動を指導しているので、大会に関する仕事は午後7時以降になっていたことを見逃してほしくないこと、夏休

みも研修や教育相談など仕事があり、その上に全中の仕事をしてきたことは明らかに過重な労働であること等、及び中学校バドミントン大会の年間スケジュールの資料。

甲 3 号証の 5 芳賀直の意見 被災者が全中大会期間中に不安を漏らしていたこと、緊張状態にあったこと、準備は部活動終了後に行っていたこと等

甲 3 号証の 6 大木一彦の意見 同人は、中学校教諭であり、生徒指導主事と生徒会を担当し、意見陳述当時仙台市中体連ソフトボール専門部副委員長の立場にあったが、6月9日時点で、部活動指導の傍ら、市の大会運営のため参加各校、中体連事務局、審判団、弁当屋などと連絡を取る仕事があること、県大会の準備活動をしていること、そのほかに生徒会担当として行事の指導、地域活動の仕事、教育実習生の指導などの業務を担当していること、また生徒指導のため部活動指導が不十分となり、さらに仕事を家に持ち帰っていること、大会は、市から県、全国と気遣いが重視されてゆくこと、またそれに応じてプレッシャーも大きくなること、大会運営にかかる仕事は勤務時間外に回さざるを得ないこと、相談は夜遅くまでかかること、全国大会は各市町村大会、各県大会と連続した流れの中で行われること、曖昧な形で終われば犠牲者が続くこと等

甲 3 号証の 7 山田きえ子の意見 同人は中学校の養護教諭であるが、学校現場は通常でも忙しいのだから全国大会があれば、寝る時間もなかったと思われることなど。

甲 3 号証の 8 杉山茂雅（原告代理人）の意見、個々の公務を判断するのではなく、複合し加重した場合の視点で加重性を判断すべきこと、被災者が平成 10 年の 7 月頃にうつ病を発症したことは基金支部の医師も認めていること、支部審査会がうつ病発病後の業務が「本件自殺の原因となるうつ病の発症に関与する時期の出来事評価することが」できないとしたことがうつ病のメカニズムを見誤った上に国の指針にも反すること、うつ病発症から自殺に至る経緯は、基金支部審査までの段階で提出された医師の意見において基本的に一致していることなど

甲 4 号証の 1 富樫昌良作成 2005 年 7 月 13 日作成 甲 3 号証の 2 の意見陳述を補充した書面。宮城県教委の調査によると、教職員が実際には超過勤務をしていること、持ち帰り残業をしていること、中学校の現場においては正確な時間外の勤務状況についての管理がなされていないこと、平成 9 年 12 月から平成 10 年 8 月まで、各時期において被災者が超過勤務をしたとする資料に基づく根拠、各資料についての説明。

甲 4 号証の 2 甲 4 号証の 1 に添付された資料 各頁右下に通し番号。別紙のとおり。

甲 5 号証 報告書 2006 年 8 月 18 日、故大友雅義先生の公務災害認定を実現する会事務局長遠藤利美作成。宮城県内の小学校、中学校、高等学校、養護学校教職員対象に教育現場の現実を「ひと言意見書」として添付の用紙で募集し、添付のとおり 150 名分が集まったこと

甲 6 号証 社会化指導上の悩みや問題点

平成 10 年 5 月に免許外教科を担当する教師の研修が行われ（通し番号 30 頁以下）、そのうちの社会科を担当する教師が指導上の悩みや問題点を書き綴ったもの（通し番号 3 から 29 被災者のものは通し番号 24）。通し番号 2 は、被災者のメモ。